

学習支援事業業務委託事業者審査選定委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 学習支援事業を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）を募集するにあたり、応募のあった事業者（以下「応募事業者」という。）の審査を適正に行うために、学習支援事業業務委託事業者審査選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に挙げる事項を所掌するものとする。

- (1) 学習支援事業業務委託公募型プロポーザル方式募集要項の作成に関する事。
- (2) 応募事業者から提出された関係書類及び応募事業者が行う説明に基づき審査するための評価基準及び評価方法の策定に関する事。
- (3) 応募事業者から提出された関係書類及び応募事業者が行う説明に基づく審査に関する事。
- (4) 実施事業者の選定に関する事。
- (5) 審査結果及び選定理由書の作成に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、外部委員3人、市職員2人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって決める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、委員長が欠けた時は、その職を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集しその議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども育成課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。